

【第25準備書面の要旨】3／1

(はじめに)

(1) 本準備書面の目的

本準備書面においては、被ばくに関する原告の次の準備書面に基づく従前の主張について、「被ばくしない（させられない）権利」（人格権）並びにこの権利の科学的根拠である放射線の人体への影響（LNTモデル）及びこの権利を制限する許容値（告示）という観点から整理して、その要点を、適宜補充しつつ、述べる。

- ①原告第10準備書面：第2～第7
- ②原告第12準備書面：第2章第4の1（2）
- ③原告第15準備書面（その1）：第1章第2の2、第3章第1の1～2
- ④原告第15準備書面（その3）：第6章第3、第6の4（4）イ、同（7）ウ（エ）
- ⑤原告第15準備書面（その4）：第6章第7の3（5）
- ⑥原告第17準備書面：第1章第1、第2の2（3）、第6の3（2）及び同（3）
- ⑦原告第19準備書面：第2章第2の2
- ⑧原告第20準備書面：第1章第3、第2章第2

(2) 本準備書面の概要

原告の上記の従前の主張は、平成29年3月22日提出の原告第10準備書面の前に提出された被告国の答弁書及び被告東電準備書面（1）による反論を踏まえた主張である。原告第10準備書面の提出後に提出された被告国及び被告東電の準備書面に対する主張は、追って、別途、行う予定である。

第1章 人格権に基づく「被ばくしない（させられない）権利」及びその科学的根拠について

第1 原告には憲法第13条の人格権に基づく「被ばくしない（させられない）権利」があることについて（原告10準備書面第2）

1 被ばくに関する法令上の規定とその意義

①原告には、憲法上の権利である人格権として「被ばくしない（させられない）権利」がある。

②原子力災害特別措置法も、「この法律は・・原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする」と規定して、この権利を擁護することを目的としていることを明らかにしている。

2 被ばくの人格権等に関する一般的判例

①大飯原発福井地裁判決

②伊方原発最高裁判決

3 障害に至らない精神的苦痛も人格権として保護されるとする裁判例

①水俣病認定遅延国賠訴訟最高裁判決

②大阪空港公害訴訟最高裁判決

③不法投棄された有機ヒ素化合物による地下水汚染に係る公害等調整委員会裁定

4 人格権の優越を判示した裁判例

①前掲福井地判

②志賀原発2号機についての名古屋高裁金沢支部平成21年3月18日判決（判例時報2045号3頁）

5 「被ばくしない（させられない）権利」と許容値（告示）との関係

①「被ばくしない（させられない）権利」は、以上のとおり、憲法上の人格権として、憲法に基づく権利である。

②一方、後述するとおり、炉規法上の告示が定める一般公衆の線量限度年1ミリシーベルトというのは、許容値、すなわち、この「被ばくしない（させられない）権利」をこの数値以内には及ばないとして制限する法的効果を有するものである。

③逆に言えば、この許容値としての告示が存在しなければ、「被ばくしない（させられない）権利」の範囲を制限する法例上の規定は存在しないこととなり、年1ミリシーベルト以下の被ばくであっても、この権利を侵害したことになるということである。

第2 「被ばくしない（させられない）権利」の科学的根拠としての放射線の人体への影響について

1 放射線の人体への影響（その1）・全般

○放射線の人体への影響は、次の準備書面において述べているとおりである。

①原告10準備書面第3の1～2

②原告第17準備書面第1章第2の2の「(3) 放射線被ばくの健康影響への対応のあり方について（東神戸診療所医師・郷地秀夫「ここまでわかった内部被曝～セシウムボールのゆくえ～・甲ハ129。以下「郷地論文」という。）」

③原告第20準備書面第2章第2の1

○上記③の準備書面においては、次の項目につき詳述している。

①本原子力委員会文書が記述するプルトニウムの微粒子の体内への侵入と内部被曝のメカニズムの要点（43～46頁）。

②内科学および薬学の教科書による肺内沈着の説明

③肺内に沈着した放射性微粒子による内部被曝の危険
④とくにナノ粒子の危険性
⑤放射性微粒子による内部被曝の特殊性、集中的被曝とその危険
⑥放射線の直接の作用と活性酸素・フリーラジカル生成を通じた作用（ペトカウ効果）

⑦内部被曝と放射性微粒子による健康影響－医学の各分野・医学・生理学・分子生物学・社会科学など各分野を結合した総合的研究の必要性

2 放射線の人体への影響（その2）・・放射線が原告の鼻血を発症させる機序（原告第20準備書面第2章第2の2

原告の病状を診断した郷地秀夫医師の意見書（『井戸川・前双葉町長の鼻血が、福島第一原発事故で放出されたセシウム含有放射性粒子からの放射線によって起こる機序』・甲ニ98）に基づき、次の項目について詳述している。

①放射性粒子による鼻粘膜の被ばくによって、鼻出血が発症する機序

②原告の放射性粒子による被ばくと鼻血

3 小括：被ばくにより発生する健康障害の「機序」とそれに基づく原告の健康障害の特徴

①被ばくにより発生する「機序」は充分に解明されている。
②原告の既述の病気及び自覚症状は、健康全体に及んでいる上、被ばく（特に内部被ばく）を共通の要因として発症しているところから、個々の症状毎ではなく、全般的、一体的に健康障害に該当すると評価すべきである。

第3 放射線の人体への影響に関する「レント（LNT）仮説（「LNTモデル」ともいう。）」について

○原告10準備書面（第3の3～4）において、「LNT仮説」について、次の項目ごとに、詳述している。

- ①「レント仮説」とは何か
- ②「レント仮説」に至る経緯
- ③被ばくには必ず影響があることについて
- ④一般的に言われている「確率的影響」の意味
- ⑤科学的には「許容値」は決めることができない
- ⑥放射線発散処罰法
- ⑦「レント仮説」は国際的にも国内的にも確立した科学的知見であり、ICRP勧告さえも、その政治性、非科学性が指摘されているにもかかわらず採用していること
 - ・ICRP1990年勧告及び同2007年勧告
 - ・ICRPの依拠する資料：LSS14報

○上記の要点は次のとおりである。

①「レント仮説」の「レント」とは、LNT：Linear Non Threshold（直線・しきい値なし）の呼称である。

②被ばくには必ず人体への影響があり、科学的には「許容値」は存在しない。それは「直線・しきい値なし仮説」を根拠にしているのではなく、放射線の物理的な性質そして生物の細胞の構造・機能からして、そうなのであり、逆に、その事実を根拠にして「直線・しきい値なし仮説」ができたのである（小出裕章氏の意見書）。

第4 被告東電の反論は、放射線の人体への影響を極端に軽視し過小評価していること

1 原告 10 準備書面（第3の5～6）

○反論が「レント仮説」に反し誤りであることを、次点について述べている。

①「現在の科学でわかっている健康影響として、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、 100 mSv 以下の被ばく線量では、放射線リスクの明らかな増加を証明することは難しいとされている」との反論の誤り

②ICRPが低線量のリスクを高線量のリスクの半分に過小評価していることを根拠に、同様に評価すべきであるとの反論の誤り

③年間20ミリシーベルト被ばくすると仮定した場合の健康リスクは他の発がん要因（喫煙、肥満、野菜不足等）によるリスクと比べても低いと反論し、その論拠を被告国の「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の報告書（項ハ97，以下「低線量被ばくWG報告書」という。）に求めていることの誤り

④被ばくによる障害発生の可能性への精神的な不安、恐怖は、科学的に合理的な根拠があることについて

2 原告第15準備書面（3）（第6章第3の2～4）

○反論は「 100 mSv 以下安全論（閾値論）」（安全神話）であることについて、次の項目ごとに詳述している。

①被ばく安全神話（原告第15準備書面（3）第6章第3の2（1）・25～27頁）

②被告らのICRP見解の意図的な誤用について（原告第15準備書面（その3）第6章第3の3）

③被告らの誤用を支える「専門家」（原告第15準備書面（その3）第6章第3の2，同4）

3 原告第20準備書面（第1章第3）

○ I C R P 2 0 0 7 年勧告の疫学に関する見解とその誤りについて、津田教授著の論文に基づき、次の項目ごとに詳述している。

① I C R P 2 0 0 7 年勧告の疫学に関する見解と被告らの誤用について（津田論文 A 1 2 3 頁）

② I C R P 見解の疫学に関する原理上の誤りについて（津田解説書の（はじめに））

③ I C R P 見解が、1 0 0 m S v 以下でも統計的に有意差が認められる健康影響のデータを無視する失当なものであることについて

・広島長崎の被ばく者追跡データについて（津田論文 A）

・広島長崎の被ばく者追跡データ以外のデータを無視していること

・広島長崎の L S S 第 1 4 報後の L S S データを踏まえていないこと（津田解説書の第 8 ）

○津田論文の小活・・ I C R P 見解を誤用しつつこれに依拠する被告らの反論が失当であることは、次のとおりである。

①被告らの応急対策の正当化及び因果関係否定の正当化は、I C R P 見解を意図的に誤用しつつこれに依拠したものであるが、被告らのかかる誤用は大学一般教養レベルの統計学的知識の欠如を示す以外のなものでもない。

②加えて、被告らが依拠している I C R P 見解自体が、統計的有意差の認められる 1 0 0 m S v 以下におけるがんの発生状況を示す疫学データがいくらでも存在しているのに、原子力推進の偏った立場から、これらのデータを意図的に無視する失当なものであることは、既に明白になっている。

③要するに、被告らが応急対策の正当化及び因果関係否定の正当

化のために依拠した I C R P 見解が全く根拠とならない失当なものであることが、今や明白になっているということである。

第2章 「被ばくしない（させられない）権利」と原子炉等規制法に基づく告示との関係について

第1 原子炉等規制法に基づく告示（以下「線量告示」という。）の実効線量年間1ミリシーベルトは、「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値であることについて

1 原告10準備書面（第4）・・公衆被ばくに関する我が国法的規制の内容と裁判例

○炉規法による規制

①「周辺監視区域」外の線量限度を定める線量告示：実効線量1mSv/y
・「公衆の線量限度」とは明記していないが、保護法益は「公衆の被ばくしない（させられない）権利」以外には存在しない。

②周辺監視区域における居住禁止・立ち入り制限の保全措置
○線量告示の法的効果についての裁判例・・ウラン残土撤去等請求事件に係る鳥取地方裁判所判決：線量告示に基づき、ウラン発掘残土による放射線量が、一般公衆に対する線量限度である「外部放射線に係る実効線量が年間1ミリシーベルト」等を上回っているとして、同残土の撤去を認めている。）

2 原告第12準備書面（第2章第4の1（2）・47～48頁）

○炉規法・電業法・原災法の目的

・国民の生命、身体及び財産に生じる被害を防止するために、一般公衆に対し実効線量1mSv/yを超える被ばくをさせないために必要な規制を行うことにあると解すべきである。

3 原告第17準備書面（第1章第1）・・公衆の線量限度としての実効線量を「1年間（略）につき1ミリシーベルト」（以下「1mSv/y」という。）と定めた「告示」の法的な意味及び効果について

（1）「告示」の法的意義・・科学論争を法的に決着させたもの

①被告国は、ICRP1990年勧告の国内法への導入に伴い、上記の線量限度に関する「告示」を改定して、公衆の線量限度を実効線量 1 mSv/y とした。

②同勧告は、低線量被ばくの健康影響に関しては、科学専門家等の間において肯定説、否定説、「LNT仮説」等種々の見解が存在する中で、被告国も、ICRPの公衆に線量限度を超える被ばくをさせることは社会から「受容されない」、すなわち許容されず違法となるという考え方を採用し、その考え方に基づいて告示を上記のとおり改定したものである。

③したがって、低線量被ばくのリスクに関する上記の科学論争を、「告示」改定によって法的に決着させたものであり、かつ、「原子力災害」該当性判断の法的な判断基準としての数値が、公衆の線量限度としての「実効線量 1 mSv/y 」であること（いわゆる「 1 mSv/y の権利性」）を明らかにしたものである。

（2）告示の法的効果・・応急対策の要否の判断基準であること

告示の上記の法的意義からして、その法的効果が、避難等指示や食品規制等の要否、避難生活支援の要否、健康診断の要否、損害賠償の要否等の応急対策の要否を、この「告示」の数値を基準に判断すべきこととなるのは自明の理である。

（3）「 1 mSv/y の権利性」を否定する主要な考え方への反論

ア 被告国が作出する「低線量被ばく安全神話」について

①被告国は、 100 mSv 以下の被ばくリスクは無視できるとして「低線量被ばく安全神話」を作出して、告示の法的意義を否定している。

②しかし、被告国は、如何に低線量被ばくの人体への影響について否定説を強調しても、告示を改正して線量限度を 1 mSv/y から 100 mSv/y に引き上げない限り、告示の法的意義・効果を否定することができないことは、法令の基本的な理解からして当然のことである。

イ 本件事故に係る損害賠償訴訟において正当でない判断をしている地裁判決例は、次のようなものがある。

①被告国が設けた避難区域の合理性判断を、「告示」抜きに「LNTモデル」を基に判断している判決（横浜地裁平成31年2月20日判決）

②ICRP2007年勧告を誤用して、緊急時等には「介入」規制である被告国の避難指示等が、「行為」規制である「告示」に優先するかのように正当でない判断をしている判決（東京地裁平成30年3月16日判決）

③本件事故当時には、公衆被ばく限度を直接定める法令としては炉規法上の「告示」が存在したのに、「公衆被ばく限度を直接定める法令は存在しなかった」と正当でない判断をしている判決（福島地裁平成29年1月10日判決）

第2 公衆被ばくに関する我が国の法的規制は、反論が国際的合意であると主張するICRP1990年勧告（「以下「90年勧告」という。）を踏まえて、それを国内法に導入したことによるものであって、被告反論は、許容値に関する上記のICRP1990年勧告に反して

いることについて（原告 10 準備書面第 5）

○次の項目について詳述している。

① I C R P 1 9 9 0 年勧告の内容（同第 5 の 1）

・「行為における防護の体系」と「介入における防護体系」の区分とその内容

・「行為における防護の体系」の内容

・「介入における防護の体系」の内容

②我が国における I C R P 勧告による「20ミリシーベルト」基準導入の経緯（同第 5 の 2）

③被告東電の反論が失当であることについて（同第 5 の 3）

④小括

・20ミリシーベルト数値を許容値とする被告東電の反論は、
被ばくの許容値に関して、「法令遵守」「法治主義」「法の支配」を否定する恣意的なものであって、「治外法権」を主張するに等しい。

第3 20ミリシーベルト数値を、法令上の根拠がないのに、事後的に許容値とすることは、法秩序を崩壊させ、原発立地自治体及び住民を騙すこととなるのであって、憲法上も許容され得ないことについて（原告第 10 準備書面第 6）

○次の項目について詳述している。

①国民の権利の法によらない剥奪も、事後的な剥奪も、憲法違反であること

②本件原子力災害の被災者に対して、他の被災していない国民と異なる許容値を設けることは、憲法 14 条が保障する法の下の平等に違反し許されないこと・・大阪空港公害訴訟最判

③「法令遵守」は国及び事業者の基本的な資格要件であること

④小括

- ・反論は「治外法権」を主張するに等しい
- ・チェリノブイリ法の理念との対比（原告第17準備書面第1章第6の2・40～45頁）

第4 20ミリシーベルト数値は、許容値ではなく、復興時における避難指示解除及び帰還容認等の政治的、政策的判断による目安としての数値として、被告国により、地元自治体抜きに一方的に定められものに過ぎないことについて（原告第10準備書面第7）

○次の事項について詳述している。

①地元自治体参加の合同対策協議会を違法に排除して決定した無効な数値であること

②政府が、低線量被ばくWG報告書及び同報告書が全面的に依拠しているICRP2007年勧告を踏まえて、政治的、政策的な観点から定めたものであって、許容値に関する観点から定めたものではないことは明らかであること。

③ICRP2007年勧告の国内法への導入は未だなされていない上に、同勧告自体も20ミリシーベルト数値を、許容値としてではなく、異常事態下における政府等による減災政策上の参考レベルとして提示したものに過ぎないこと

④小括

- ・20ミリシーベルト数値は、復興時における避難指示解除及び帰還容認の政治的、政策的判断の基準としてのものであって、許容値を定めたものではないと解してはじめてその存在意義が認められるることは明らかである。したがって、1ミリシーベルト基準違反について、それが国によるものであれ事業者によるものであれ、その責任を

不問に付して免責するというような法的効果を有する訳がないことは明らかである。

第3章 原告の主張を裏付ける被告らの被ばくに関する対応状況・・ 被告らの反論は自己矛盾であり失当

第1 原告の主張に沿う文献としての広瀬研吉著『わかりやすい原子力規制関係の法令の手引き』（2011年4月発行、甲ハ43）・・「免除」の考え方（原告第15準備書面（その1）第1章第2の2）

○次の事項について詳述している。

①広瀬研吉氏の経歴及び同著書の内容

②同著の評価・・権利を制限する趣旨で規制を「免除」していることを記述

第2 原告の主張に沿う被告らの広報状況・・線量告示の定める「実効線量1mSv/y」は「一般公衆の線量限度」を定めたもの

1 被告らの広報状況の概要（原告第15準備書面（1）第3章第1の1及び2）

○次の広報冊子において、線量告示の定める「実効線量1mSv/y」は「一般公衆の線量限度」を定めたものであることを記載し、広報していた。

①保安院広報冊子『妥協しません 原子力の安全 NISA』（甲ハ1）

②経済産業省広報冊子『考えよう、原子力』（甲ハ2）

③文科省広報冊子『原子力防災の手引き』（甲ハ3）

④福島県『原子力防災のしおり』（2004・3、甲ハ47）

⑤（財）福島県原子力広報協会『ウランちゃんの原子力の基礎知識』（甲ハ49）

⑥東京電力広報誌『きずな　d e ふたば』（甲ハ48）

2 上記冊子等の評価

①上記広報冊子が、国民の線量限度としての「 1 mSv/y 」という数値が国民の「被ばくしない（させられない）権利」を法的に制限する許容値としての数値であること等についての広報であることは、記載内容自体から明白である。

②また、上記広報冊子には、原子力災害発生後の緊急事態時には適用されない数値であるなどとは、一切記載されていないのである。

③被告らは、上記広報等により、本件事故前には、地元住民を含む国民に対し、国民の線量限度としての「 1 mSv/y 」という数値が「その人や社会が容認できる限度」としての数値、すなわち国民の「被ばくしない（させられない）権利」を法的に制限する許容値であることを認め、かつ、被ばくはできる限り低くすべきであるとしてその20分の1の0.05ミリシーベルトを目標としているなどしてこれを厳守していること、さらに、国民を被ばくから守るために放射線の管理、監視、測定等を厳格に行っている旨を、あらゆる機会、手段を活用して説明し、約束して、国民の被ばく不安の払拭に努めていたということである。

3 上記広報冊子と原告の立場について（原告の令和4年2月14日陳述書・甲ハ160）

○次の事項について詳述している。

①原告が双葉町長として上記冊子1(4)・福島県広報『原子力防災のしおり』（2004・3、甲ハ47。）の広報、上記冊子1(5)・福島県原子力広報協会『ウランちゃんの原子力の基礎知識』（甲ハ49）の発行・広報の責任者であったこと

②原告には上記広報冊子の記載内容を厳守すべき責任があるこ

と

③上記冊子 1 (1) ~ (6) の発行・広報責任者である被告らの責任について

・被告国の責任者は国家公務員であり、服務の根本基準に違反し、懲戒処分の対象（人事院作成の「義務違反防止ハンドブック」）

第3 原告の主張に沿う被告国の被ばくへの対応としての厳重注意について（平成23年5月25日原子力安全・保安院の「福島第一原子力発電所の線量限度を超える被ばくに係る原因究明及び再発防止並びに放射線管理の検証結果に対する保安院の評価について」・甲ニ72、原告第19準備書面第2章第2の2・18頁）

1 厳重注意の内容・・線量告示違反は法令違反

被告国（保安院）は、本件事故後の平成23年5月25日、被告東電に対し、福島第一原子力発電所において、放射線業務従事者の指定を受けていない女性従業員5名が、放射線管理が必要な区域に勤務し、その内2名が告示の定める公衆の線量限度(1mSv/y)を超えていたことは法令違反であるとして、厳重注意している。

2 上記厳重注意の評価・・緊急事態時においても線量告示違反は法令違反であることを自認

①上記厳重注意は、平成23年5月25日付で行われたものであり、かつ、告示違反の女性2名は、「1 経緯」の項に明記されてい
るとおり、「福島第一原子力発電所において、東北地方太平洋沖地震
発生後の作業に従事していた女性職員」であり、「放射線管理が必要
な区域に勤務していたこと」によるものである。

②要するに、被告国は、本件原子力災害発生直後の緊急事態時にお

いても、告示の定める公衆の線量限度（ $1 \text{ mSv}/\text{y}$ ）を超えていたことは法令違反であることを自認しているということである。

③その一方で、被告国は、このように原発内においては告示を厳守させて従業員を被ばくから保護しながら、原発外においては、自ら告示を無視して地元住民を被ばくさせて平然としているという不条理で違法な法蹂躪（法を愚弄）の対応をしていることを意味する。

④炉規法に基づく告示は、同法第1条が定める目的中の原子力災害の防止、すなわち国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としているのであって、単に原子力発電所内の作業員の保護のみを目的としているのではないことは、論ずるまでもない。

第4 原告の主張に沿う被告国のJCO事故への対応状況について

（原告第15準備書面（その4）第6章第7の3（5）ア（21～24頁）、原告第17準備書面第1章第6の3（2）・46～48頁）

○次の事項について詳述している。

① I C R P の「LNT仮説」に関する衆議院議員北川れん子氏提出のJCO臨界事故に関する質問主意書に対する政府回答

・被告国が、低線量被ばくのリスクに関し、I C R P 1 9 9 0 年勧告が採用している「LNT仮説」の見解に立っていることを明言したものである。

②被ばく量が1ミリシーベルトを超える者に対する健康診断が実施されていること（文部科学委員会調査室「東海村JCOウラン加工工場臨界事故を振り返る—周辺住民の健康管理の在り方を中心に—」『立法と調査』2013（平成25）年3月号（甲ニ27）137～138頁、JCO事故記録（甲ニ24）117頁）

・原子力安全委員会に設置された健康管理検討委員会設置（委員長：長瀧重信放射線影響研究所理事長）の報告を受けて、茨城県は、「JCO事故対応健康管理委員会」を設置し、国の責任のもとで、県が実施主体となって、同報告を踏まえた健康診断を実施するに至っている。健康診断の対象者を1ミリシーベルトを超える者としている。

・これは、同勧告が公衆の線量限度を年間1ミリシーベルトとしていることに基づいたものとして、評価することができる。

③その後、現在までの健康診断の実施状況は、茨城県保険福祉部疾病対策課「JCO事故関連周辺住民等の健康診断について」（甲ハ140）によれば、健康診断の対象者を、従前どおり評価された線量が1ミリシーベルトを超える者で健康診断を希望する者等として、適切な健康診断が継続して実施されていると評価できる。

(おわりに) 総括・・被告らの反論は明らかに破綻

(1) 被告国及び被告東電の反論は、結局は、次の2点に集約される
ということである。

① 「被ばくしない（させられない）権利」の科学的根拠として
原告が主張する放射線の人体への影響（LNTモデル）の事実上の形
骸化による否定

② 「被ばくしない（させられない）権利」を制限する許容値で
ある炉規法上の告示の法的效果を、原子力災害発生による緊急事態時
を理由に否定

(2) しかし、上記①の 原告が主張する放射線の人体への影響（LNTモデル）の事実上の形骸化による否定は、100ミリシーベルト以下
の被ばくの人体への影響を否定する非科学的な「被ばく安全神話」
によってしか正当化され得ないことが、既に明白になっているという

ことである。

(3) また、上記②の炉規法上の告示の法的効果を原子力災害発生による緊急事態時を理由に否定することについても、国民主権を基調とする「法治国家」においては、如何なる理由を持ち出しても正当化され得ないということが、自明の理であるということである。

(4) 裁判は、法と証拠（事実）に基づき審理されるのであり、被告らの反論が、法的にも事実的にも破綻していることは明らかで、疑う余地がないということである。